

魚沼市伊米ヶ崎保育園運営規程

(施設の目的)

第1条 魚沼市が設置する魚沼市伊米ヶ崎保育園（以下「当園」という。）が保育所として行う保育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「園児」という。）に対し、適正な保育を提供することを目的とする。

(名称等)

第2条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 魚沼市伊米ヶ崎保育園
- (2) 所在地 新潟県魚沼市虫野 1897 番地 8

(運営の方針)

第3条 当園は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 当園は、保育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努める。
- 3 当園は、園児の属する家庭及び地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て支援を行うよう努める。
- 4 当園は、新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年新潟県条例第 76 号。以下「県基準条例」という。）及び魚沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年魚沼市条例第 31 号）その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

(利用定員)

第4条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 69 号。以下、「法」という。）第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子ども区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第 19 条第 1 項第 2 号の子ども（保育を必要とする 3 歳以上児。以下「2 号認定子ども」という。） 70 人
- (2) 法第 19 条第 1 項第 3 号の子ども（保育を必要とする 3 歳未満児。以下「3 号認定子ども」という。）のうち、満 1 歳以上の子ども 17 人
- (3) 3 号認定子どものうち、満 1 歳未満の子ども 3 人

(提供する保育の内容)

第5条 当園は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）
支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3号に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。
- (2) 延長保育
やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第8条第1号に規定する開所時間の範囲内において、延長保育を提供する。
- (3) 送迎
園バスによる送迎を行う（ただし、希望者に限る。）。
- (4) 食事の提供
- (5) その他保育に係る行事等
- (6) 一時預かり

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 当園が保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、県基準条例で定める配置基準以上で、かつ魚沼市で保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

- (1) 園長 1人
園長は、保育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 副園長 1人
副園長は、園長を補佐し、園長不在のときは、その業務を代行する。
- (3) 主任保育士 1人
主任保育士は、園長、副園長を補佐するとともに、保育計画の立案や支給認定保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動を行う。
- (4) 保育士 8人
保育士は、主任保育士を補佐するとともに、保育計画の立案や支給認定保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動を行う。
- (5) 調理師 2人
調理師は、献立に基づく給食業務及び食育に関する活動を行う。

(6) 庁務員 1人

庁務員は、当園の雑務全般を行う。

(7) 嘱託医 1人

嘱託医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談、指導を行う。

(8) 嘱託歯科医 1人

嘱託歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び支給認定保護者への相談、指導を行う。

(保育を提供する日)

第7条 当園の保育・教育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日まで並びに1月2日から1月3日を除く。

(保育を提供する時間)

第8条 当園の開所時間及び保育提供時間は次のとおりとする。

(1) 開所時間

当園が定める開所時間は、前条に定める日の午前7時から午後7時までとする。

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

午前7時から午後6時までの範囲内で、支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、開所時間の範囲内で、延長保育を提供する。

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で、支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、開所時間の範囲内で、延長保育を提供する。

(利用料その他の費用等)

第9条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、魚沼市へ支払うものとする。

2 当園は、第1項に定めるもののほか、支給認定保護者の同意を得て、当園の保育において提供する便宜に要する費用について実費徴収するものとする。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第 10 条 当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。

- 2 当園の利用開始にあつては、必要な事項を記載した書面により、当該園児の支給認定保護者とその内容を確認する。
- 3 当園の園児が次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 1 条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。
 - (2) 支給認定保護者から利用の取消しの申出があつたとき。
 - (3) 市町村が保育園の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

（苦情への対応）

第 11 条 当園は、支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付窓口を設置し、支給認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講ずる。
- (2) 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査し、必要な改善を行う。
- (3) 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時等における対応方法）

第 12 条 当園は、保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、魚沼市及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第 13 条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

（虐待の防止のための措置）

第 14 条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員の研修の受講
 - (4) その他虐待防止のための必要な措置
- 2 当園は、職員又は支給認定保護者等による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合には、速やかに、これを魚沼市に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。